

藤 児 号 外  
令和 2 年 5 月 7 日

保護者 様

藤 枝 市 児 童 課 長

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

登園自粛については、これまでもご協力をいただきましたが、国及び県の方針を受け、要請期間については、5月31日（日）まで延長させていただきます。

なお、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮したうえで、小中学校の再開の状況を踏まえ自粛要請の解除時期を検討します。検討の結果については、速やかに通知しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

記

## 1 登園自粛の要請について

児童及び施設職員の安全・健康確保の観点から、仕事を休むことが困難なご家庭など、施設の利用が真に必要な児童を除き、登園を自粛するようお願い申し上げます。

なお、ご家庭の事情で保育を希望される場合でも、平常時の状況を基準として児童や同居家族に発熱又は強いだるさや息苦しさなどの風邪の症状がある場合には、登園を控えてください。登園後に同様の症状が見られた場合には、速やかに帰宅し、休養するようお願いいたします。

## 2 登園自粛要請期間（4月20日～自粛要請期間終了日）の保育料・副食費等の取り扱いについて

### 【保育料について】（0歳児～2歳児）

登園自粛をしたご家庭の保育料については、自粛期間の保育料を日割計算し、後日返還いたします。

### 【副食費等について】（3歳児～5歳児）

園にお問い合わせください。

担当 児童課 保育推進係  
電話 054-643-3325